

るといつておきめた處でござります。

以上が貴金属管理法の一部改正の法案の内容でござります。

て、提案の理由を御説明申上げます。

て、資本の蓄積を図り、電源開発資金その他緊要な長期資金の円滑な供給を

図りますために、政府は御承知の通り金融制度の整備を図りますと共に、

国民貯蓄債券の発行、無記名定期預金の制度の実施等各般の措置を講じて参

つたのであります、今回新たに貸付

信託制度を設けまして貸付信託の受益権を受益証券に化体すると共に、受

益者の保護を図ることによりまして、

一般投資者による商業投資を容易にし、以て資本蓄積の目的を達成する一

助にしたいというのが、この法案の提出理由でございます。

内容の基本点を申しますと、

第一に、貸付信託は、一個の信託約款に基きまして、多数の委託者が信託

しました金銭を、信託約款に定められ

ました特定の目的に合同して運用する
金銭信託でありまして、その受益権は

受益証券により表示することにいたし

ておるのであります。第二の基本的事項としましては、受益者の保護を図

り、信託財産の運用の適正を期します。

ると共に、信託財産が予定せられたまし
た緊要産業に運用されることを確保す

るため、信託約款とその又信託約款の変更につきは、もつて認められ

の変更はござまじてはありがしめナ
蔵大臣の承認を要することにいたして

おります。なお、受益者の保護のため
て、託約の変更の場合¹⁾も、²⁾受

益証券の権利者が買取請求をいたしま

した場合、受託者は固有財産を以て貢取らなければならないということにいたしておるのでござります。第三の基本的事項といたしまして、受益証券は、受益者の請求により記名式とする場合のほかは、無記名式とすると共に、受益証券の譲受者は、委託者の権利及び義務を承継することによつて、投資に便ならしめるようにいたしておられます。なお、利益の配当に対しましては百分の二十の源泉課税ということにとどめております。

第四点は、貸付信託の信託の期間は、二年以上といたしておりますが、受益証券の消化を容易ならしむるため、又この制度の普及を図りますために、この法律施行後一年を限り、その期間を一年以上とするということになりました。第五に、受益証券の満期化を容易にすると共に、長期資金の融資先の資金の安定を図りますため、信託契約の解除に代えまして、信託会社が一年の据置期間を置いて、その固有財産を以て受益証券を買取り得る途を開いております。第六に、信託会社の経営の安定を確保し、同時に信託財産の保全を図りますため、元本に損失が生じました場合にこれを補填する契約をいたしましたときは、その補填にあたるため、その収益のうちから、特別留保金を積立てるなどを義務付けますと共に、元本に損失を生じました場合に限り、これを取崩すことができることといたしております。

なお最後は受益権の有価証券化について必要な規定の整備を図つておるのをございます。これが貸付信託法の提案の理由と内容でござります。

第三番目の法案であります長期信用銀用法案でございますが、たび／＼申上げますように、長期資金を確保するため、政府は、いろいろ努力をいたしておりますのであります。昨年来、政府機関としましては、日本開発銀行、日本輸出銀行を作るなど政府資金の活用を図つて参つたのであります。政府機関等によります長期資金の供給は、民間機関の行う長期金融等に対して補完的な立場に立つべきものであると考えられ、民間金融機関によが証券市場の育成と相並んで、長期資金の確保のための根本的なものであると考えられ、その結果、民間機関による長期資金の供給に関しましては、從来銀行等の債券発行等に関する法律によつて銀行等に対し債券発行の特例を認め、その充足を図つておるのであります。最近歐米諸国の事例等も微ら考えまして、銀行の制度としては、その業務の分化によりおの／＼特色とする機能を発揮させ、一面長期資金等の円滑な供給を確保し、他面預金者の保護に万全を期し、併せまして普通銀行の融資面における負担の軽減に資する、こういう趣旨から今回この法案を提出いたしたのであります。

第一に長期信用銀行業務を営もうとする者は、大蔵大臣の免許を受けなければならぬことといたし、且つ資本の最低額を五億円と定めること等によりまして、その規模の適正と内容の堅実を図ることといたしました。第二に、長期信用銀行の業務は、設備資金又は長期運転資金に関する貸出を主として、なお不動産担保の長期金融のほか、有価証券の売買、引受、その他の業務を認めました半面、預金の受入、短期資金に関する貸出の制限を行なふなど、その業務上の特色を明確にし、機能の發揮に遺憾がないようによいたしました。第三番目に、資金源といたしましては、預金の受入に代るべきものといたしまして、債券発行につきまして特例を認め、資本及び準備金の二十倍までを限度として、所要資金との確保を図ることといたしております。

第四点は、この法律の施行に伴いまして、銀行等の債券発行等に関する法律を廢止することといたしておりますが、制度切替の円滑を図り、且つ新しくできまする長期信用銀行の育成を図る等のため、所要の規定を置いておられます。第五点といたしましては、新制度実施のため、準備に多少の時日が必要といたしますので、この法律の施行は、公布後一年以内において適當な時期に政令で定めることにいたしております。

以上が長期信用銀行法案の提案の概要並びに内容でござります。

第四番目の法律案でございます国民賃貸債券法案でござりますが、たゞ今まで申上げましたように資本の蓄積が需要あります。これがため、政府によ

きましては、從来ともいろいろな施設をやつて参りましたが、その「環」といたしまして、新たに無記名で簡便なり、浮動購入力を吸収すると共にこれによつて得ました資金を、電源開発を中心とする資源の開発及び経済再建をたいという目的を以て本法案を提出いたしました次第であります。

法律案の要点を申し述べますと、

第一に、この債券の発行の主体及び発行限度につきましては、政府が直接受け行つるというふうにいたし、又その発行は毎年度、純増が百億円を超えない限度にとどめるということにいたしました。差当り昭和二十七年度におましては、初年度として純増六十分の四千九百億円を予定しております。第二に、この債券の発行による収入金は、資金運用部資金として管理することとし、発行並び償還に関する経費は、資金運用部別会計において負担することにしております。

第三に、この債券発行条件は無記式で、割引の方法により売出するものとし、額面金額は一円円以下となつて、一千円ぐらゐのものを中心にして行りますが、差当り実行上は発出售額五年といたしますが、発行後、一定期間を経過したものについては、所人の請求に応じ買上償還ができるとしております。第四に、この債券の募者平均利廻りは、一般金利水準と均衡を失しないように定めることとしております。第五に、この債券の

この債券の割増金の支払に関する事務は、主として郵便官署で取扱うことといたしますが、相互銀行、信用金庫、その他政令で定める金融機関及び証券業者も、大蔵大臣からの委託を受けて、この債券の売捌に関する事務を取扱うことができるよういたしております。第五に、この債券の発行による収入金相当額は、資金運用部において、資源の開拓その他経済の再建に緊要な産業の施設の建設のため必要な資金を供給するため、資金運用部資金法の規定により運用することいたしております。

以上が国民貯蓄債券法の提案理由でございます。

第五番目の法案でございますが、設備輸出為替損失補償法案でござります。

この法律案は、設備を本邦から輸出する者が外国為替相場の変更に伴つて受けける損失を補償する制度を確立することによつて、重要物資の輸入の確保に貢献する設備輸出の促進を図ることを目的としたものであります。

その内容の概略を申上げますと、第一に、政府が設備輸出者を相手方として外國為替相場の変更による損失を補償する契約を締結することができます。場合といたしましては、設備輸出が重要物資の輸入市場を、国際收支上有利な地域へ開拓し、又は国際取扱上より有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合といたしまして、この場合に大蔵大臣は、総額百億円の範囲内で期間五年以内の為替損失補償契約を、締結できることといたしました。第二に、補償契約を締結した設備輸出者は

が締結されることになつており、補償料は、それ／＼の対価が分割払されるとときは、その各部分につき別個に補償契約の契約締結の日からその対価の受領予定期までに応じ一定の補償料を定めることにより算出したものを納付させることいたしました。

第三に、補償契約に基く補償金の交付及び為替利益の納付についてであります。が、受領すべき設備輸出対価の額を、その受領予定期日の為替相場で換算した円貨額と補償契約締結日の為替相場で換算した円貨額とを比較して、前者が後者より減じているときは損失が発生したものとしてその差額を補償金として交付し、逆に、前者を超過するときは、為替利益が発生したものとしてこの超過額を納付金として国庫へ納付させることとしたしました。第四に、補償契約の解除についてであります。が、設備輸出者の責によることのできない事由により、設置輸出契約が解除され、又は設備輸出対価を当初の受領予定期までに受領することができないことが明白になると場合に、設備輸出者から解約の申込があったときは、大蔵大臣は、これに付けることができるものとし、解約がなされたときは、解約後の期間分の補償料は免除することとしたのであります。第五に、補償契約として信用保険の事故が発生して保険金が支払われました場合は、保険金に係る輸出対価の部分について輸出信用保険の事故が発生ましては、補償契約に基く補償金の

付及び納付金の納付は行わないことといたし、なお補償契約の対象となつた措置、不服の申立、日本輸出入銀行に対する事務の委任等について所要の規定を設けております。

以上が設備輸出為替損失補償法案の提案の理由であります。

次に第六番目といたしまして日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の締結に伴いまして、同協定に従つて、米国の駐留軍の構成員、軍属又はこれらの家族等につきまして、所得税等の課税に関する特例を設ける必要が生じましたので、ここに關係法律案を提出いたした次第であります。

先ず所得税法等の臨時特例に関する法律案におきましては、

第一に、合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族が、合衆国軍隊又はP・X等の軍人用販売機関等における勤務又は雇用により受ける給与所得等、その性質上我が国の所得税を課さないことが適当と認められる所得について、所得税を課さないこととしており、合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、運営等に関して合衆国で締結した契約に基く事業のみを行うちものその事業から生ずる所得等については、所得税又は法人税を課さないこととし

ております。次に、合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族が、相続、贈与又は遺贈により取得した個人用動産の価額等は、富裕税の課税価格に算入しないこととしております。又、合衆国軍隊が、合衆国軍隊の用務を遂行するため汽車等を利用する場合には、通行税を課さないこととしております。次に、合衆国軍隊又は軍人用販売機関等が発する証書及び帳簿については、印紙税を課さないことをすると共に、合衆国軍隊又はその公認調達機関等が、合衆国軍隊の用に供するため、日本において調達する物品又は揮発油について、物品税又は揮発油税を課さないこととし、この免税された物品又は揮発油は、原則として、他の用途に供するため譲渡することを禁止し、他の用途に供するため譲渡したときは、譲受人から税金を徴収することといたしております。なお、今回の行政協定による物品税課税上の措置に関連いたしまして、輸出免稅の手続について簡易化を図るため、物品税法に所要の改正を加えることといたしております。

公用船及び自用船の入出港に際しては、
関税法で定める手続のうち、必要最小
限度のものをとらせてこととしたして
おります。次に、合衆国軍隊、その公
認調査機関、軍人用販売機関、合衆国軍
隊の構成員、軍属又はこれらの者の家
族等が輸入する特定の物品について、
関税及び内国消費税を免除することと
すると共に、右の免税を受けた物品が
国内において免税を受ける資格のない
者に処分されましたときは、当該物品
につき輸入又は保稅地域からの引取が
あつたものとのみなして関税及び内国消
費税を徴収することとし、譲渡人及び
譲受人に必要な手續を行わせることと
いたしております。なお、関税及び内
国消費税を免除された物品につきまし
て、その横流れを防止するためには必
要な措置を講じているのであります。

並びにそれらの保管規則、保管料の決定については、税關長に協議を要する等、税關行政上必要最小限の規制を加えることとすると共に、輸出入貨物は、すべてこの地域を通過させ、税關検査その他税關手続に要する経費、時間の短縮を図り、関税取締の確実を期し、更に、この地域内において貨物を取扱うことができる範囲をできるだけ拡げることといたしました。又、特許上屋については、現在保税倉庫に準じて取扱っておりますので、保税倉庫法の規定に準じて、これに関する規定を設けて特許上屋の性格を明確にいたしました。

御賛成賜
す。

○委員長(平沼彌太
由を聴取しましたる
係三法案について内
たします。

郎君) 只今提案理由のうちの、行政協定調査の内容の説明を聴取い

のは軍属から除くことにいたしておりま
す。従いまして占領下におきましては
軍属として、その公的給与に対しまし
て課税を受けなかつたものも、軍属の
範囲が狭められることに伴いまし
て、所得税の課税を受けるといふこと
は、専ら内務省よりいつて来た

なるのでござります。それから第三の種類の所得は、先ほど申上げましたが地の建設維持又は運営のためにアメリカ合衆国において締結した契約に基きまして日本においてそういうた事業を行う個人の契約者、そういうた事業者からもふ生ずる所得につきましては

の基を設立され、その譲渡所得の非課税であります。それから第七番目の所得はP・Xなどの軍人用販売機関が商品又はサービスを提供することによって生ずる所得を非課税としておるのであります。(この資金によって育てられておるのであります。P・Xなどの軍人用販売機関は歳出外

○委員長(平沼彌太郎君) 只今提案理由を聽取しましたうちの、行政協定関係三法案について内容の説明を聽取いたします。

○政府委員(泉美之松君) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案につきまして内容を申上げます。

この法律案は、先に協定締結されまして、公表されました行政協定の第十二条、第十三条、第十四条及び第十五条の内容を実施するために所得税ほか七つの税法に特例を設けようとすることを目的として提案いたしたような次第でございます。この行政協定における課税関係の協定内容につきましては、すでに米国が各国と締結しております各種の協定を参考にいたしまして、そのうち特に北大西洋条約加入当事国間の協定を特に参照いたしまして、できるだけその線に従つて協定を結びまして、それに従つて今回こうした特例法案を提出することにいたしました。次第でございます。

それで法律案の内容について申上げますと、第一条は今申上げました目的を掲げたものでございます。第二条は、条文の中に出で来ますいろいろな熟語につきまして定義を設けたのでござります。特に申上げる点はございませんが、ここの中うち軍属につきましては、通常日本に在留するもの、それからもとで申上げます基地又は施設の建設等の事業を行うためにアメリカからやつて来る個人と、それからその個人又は法人に使用されるもの、こういったも

のは軍屬から除外することにいたしております。従いまして占領下におきまして、所得税の課税を受けるということになりました。軍屬として、その公的給与に対しまして、所得税を受けなかつたものも、軍屬の範囲が狭められますことに伴い、また、講和条約発効後は多くなつて来るということになつております。

第三条以下第十条までが実質的な各税法の特例法の内容でございます。先ず第三条は、所得税についての特例を規定しているのであります。所得税につきましては七つの種類の所得に対しまして非課税の特例を置こうとしているのであります。その第一は軍人軍隊又はこれらの者の家族が軍隊に勤務する、又は合衆国軍隊又は軍人用の販賣機関等に雇われまして得た給与所得につきまして課税をしないということにしておきたいと存じます。これがアメリカ合衆国が各国と協定をしておりまするそれへの協定に全部規定されておられるところでございます。これららのものは勿論アメリカ合衆国の所得税の課税を受けることは申上げるまでもないでございます。なお合衆国軍隊又は軍人用販賣機関等に雇用される給与所得は、軍人軍属又はそちらの家族に限られているのでござります。こちらにおまりまする合衆国人の所得がP-Xに勤めた場合には所得税を課税することになるのでございます。第二の所得は軍人軍属又はこれらの家族がP-Xに勤める、或いは日本人がP-Xに勤めた場合には所得税を課税することになります。こちらの所得は軍人軍属又はこれららの所得は軍人軍属又はこれららの所得でござります。まして、若し日本人に売りました場合には譲渡所得を課税するということになります。

なるのでござります。それから第三の種類の所得は、先ほど申上げましたが合衆国において締結した契約に基き地の建設維持又は運営のためにアメリカ合衆国において申上げましたが合衆国において締結した契約に基きまして日本においてそういう事業を行ふ個人の契約者の、そういった事業者からのみ生ずる所得につきましてこの所得を課税しないということにいたしまして日本においてそういう事業を行ふ個人の契約者の、そういった事業者からのみ生ずる所得につきましてこの所得を課税しないということにしておるのでござります。これにつきまして申上げるまでもありません。これらから第四番目はその今申上げました個人の契約者又は法人の契約者に雇われておりますするもののその建設、維持、運営のための事業に従事することによる対価として受ける所得、これが非課税としておるのでござります。この個人契約者又は個人契約者若しくは法人契約者の被用者の所得を免除すればどうかということにつきましては、いろいろ先方と話合つた次第であります。が、北大西洋条約の当事国間の協定におきましてはこういったものは軍属中に入れられておるようになりますが、そうして課税されないということになつておるのであります。日本の方におきましては軍属の中から外まして特にその範囲を狭めまして、特契して、合衆国において契約してこられるに来て事業を営むものについての課税しないということにしておることになります。

基をさるにいたり、またその他の軍人用販売機関が商品又はサービスを提供することによって生ずる所得を非課税としておるのであります。それから第七番目の所得はP・Xなどの軍人用販売機関は戦闘費用によつて賄われておるのであります。法人格を持つておりますので個人と一応見られるわけであります。そういうふたP・Xなどにおきましては、資金によって賄われておるのであります。法人格を持つておりますので個人と一応見られるわけであります。P・Xなどに勤めておられるのでありますし、その性質上課税をしないことを適当と認めて非課税としておるのでござります。

その次はアメリカの所得税法の規定によりますと、海外に一年半以上居住しております者の海外から受ける給与所得又は事業所得の一端につきましてはアメリカの所得税を納付しなくてもよいということになつておるのであります。そこでP・Xなどに勤めておりまする者が、例えば日本に在住しておりまする米国の商人の娘がP・Xに勤めておるという場合におきますと、その者は一年半以上日本に居住しておられますとアメリカ合衆国の所得税を納めなくともよいことになるのであります。そういたしました場合に日本でも所得税を課税しないといふことになりますると工合が悪いことになりますので、そういたした娘が合衆国との軍人と結婚いたしましてその家族になつた場合におきましても、その者には日本の所得税を課税するということを規定しておるのでござります。第三条の第三項は、そういた合衆国の軍人、軍属及びこれらの家族、個人契約者、それからそれらの使用人といつたようなものは一時的に日本に滞在しま

すので、その身分において日本に滞在しておる期間は日本に住所及び居所を有していない期間と見るということにしておるのであります。従いましてその者が軍人でなくなつて日本に居住することになりました場合におきましても所得税法上の日本に住所を有している期間の起算点が軍人でなくなつたときから起算するということにしておるのでございます。

第四条は法人税についての特例でございまして、法人につきましては先ほど申上げました合衆国において基地の建設運営維持のための契約を締結した法人の契約者、それとそれがその事業から生ずる所得に対して法人税を課税しないとして、その法人の契約者が家屋以外の減価償却資産を譲渡などいたしました場合の所得について非課税にしておるのであります。それから同様にその法人契約者がそういった減価償却資産を譲渡、相続、贈与又は遺贈によって取得した場合におきまして、その取得によって生ずる所得についても非課税としております。第五条は相続税法の特例を規定したものでございます。これも同様に軍人軍属又はそれらの家族と、それから個人契約者又はそれらの個人契約者若しくは法人契約者の被用者が相続、贈与、遺贈によつて個人用の動産或いは減価償却資産を取得した場合において、その資産の価額は相続税の課税に当つて課税資産の価額に算入しないといふことにしておるのでございます。

第六条は富裕税法の特例でございまして、同様に今申上げましたような資産は富裕税法の課税価格に算入しないということにしておるのでございま

す。第七条は通行税法の特例でございまして、合衆国軍隊の構成員が部隊として日本の汽車電車等を利用する場合及び公用の目的のために合衆国軍隊の構成員が汽車電車等を利用する場合において合衆国軍隊の権限あるおきましては、合衆国軍隊の権限ある官憲の発給する証明書によつて通行税を課税しないということにしておるのでございまして、あります。そこで申上げました合衆国において基地の建設運営維持のための契約を締結した法人の契約者、それとそれがその事業から生ずる所得に対して法人税を課税しないことと共に、その法人の契約者が家屋以外の減価償却資産を譲渡などいたしました場合の所得について非課税にしておるのであります。それから同様にその法人契約者がそういった減価償却資産を譲渡、相続、贈与又は遺贈によって取得した場合におきまして、その取得によって生ずる所得についても非課税としております。第五条は相続税法の特例を規定したものでございます。これも同様に軍人軍属又はそれらの家族と、それから個人契約者又はそれらの個人契約者若しくは法人契約者の被用者が相続、贈与、遺贈によつて個人用の動産或いは減価償却資産を取得した場合において、その資産の価額は相続税の課税に当つて課税資産の価額に算入しないといふことにしておるのでございまして、その者が軍人でなくなつて日本に居住することになりました場合におきましても所得税法上の日本に住所を有している期間の起算点が軍人でなくなつたときから起算するということにしておるのでございます。

第四条は法人税についての特例でございまして、法人につきましては先ほど申上げました合衆国において基地の建設運営維持のための契約を締結した法人の契約者、それとそれがその事業から生ずる所得に対して法人税を課税しないとして、その法人の契約者が家屋以外の減価償却資産を譲渡などいたしました場合の所得について非課税にしておるのであります。それから同様にその法人契約者がそういった減価償却資産を譲渡、相続、贈与又は遺贈によって取得した場合におきまして、その取得によって生ずる所得についても非課税としております。第五条は相続税法の特例を規定したものでございます。これも同様に軍人軍属又はそれらの家族と、それから個人契約者又はそれらの個人契約者若しくは法人契約者の被用者が相続、贈与、遺贈によつて個人用の動産或いは減価償却資産を取得した場合において、その資産の価額は相続税の課税に当つて課税資産の価額に算入しないといふことにしておるのでございまして、その者が軍人でなくなつて日本に居住することになりました場合におきましても所得税法上の日本に住所を有している期間の起算点が軍人でなくなつたときから起算するということにしておるのでございます。

第四条は法人税についての特例でございまして、法人につきましては先ほど申上げました合衆国において基地の建設運営維持のための契約を締結した法人の契約者、それとそれがその事業から生ずる所得に対して法人税を課税しないとして、その法人の契約者が家屋以外の減価償却資産を譲渡などいたしました場合の所得について非課税にしておるのであります。それから同様にその法人契約者がそういった減価償却資産を譲渡、相続、贈与又は遺贈によって取得した場合におきまして、その取得によって生ずる所得についても非課税としております。第五条は相続税法の特例を規定したものでございます。これも同様に軍人軍属又はそれらの家族と、それから個人契約者又はそれらの個人契約者若しくは法人契約者の被用者が相続、贈与、遺贈によつて個人用の動産或いは減価償却資産を取得した場合において、その資産の価額は相続税の課税に当つて課税資産の価額に算入しないといふことにしておるのでございまして、その者が軍人でなくなつて日本に居住することになりました場合におきましても所得税法上の日本に住所を有している期間の起算点が軍人でなくなつたときから起算するということにしておるのでございます。

第四条は法人税についての特例でございまして、法人につきましては先ほど申上げました合衆国において基地の建設運営維持のための契約を締結した法人の契約者、それとそれがその事業から生ずる所得に対して法人税を課税しないとして、その法人の契約者が家屋以外の減価償却資産を譲渡などいたしました場合の所得について非課税にしておるのであります。それから同様にその法人契約者がそういった減価償却資産を譲渡、相続、贈与又は遺贈によって取得した場合におきまして、その取得によって生ずる所得についても非課税としております。第五条は相続税法の特例を規定したものでございます。これも同様に軍人軍属又はそれらの家族と、それから個人契約者又はそれらの個人契約者若しくは法人契約者の被用者が相続、贈与、遺贈によつて個人用の動産或いは減価償却資産を取得した場合において、その資産の価額は相続税の課税に当つて課税資産の価額に算入しないといふことにしておるのでございまして、その者が軍人でなくなつて日本に居住することになりました場合におきましても所得税法上の日本に住所を有している期間の起算点が軍人でなくなつたときから起算するということにしておるのでございます。

第四条は法人税についての特例でございまして、法人につきましては先ほど申上げました合衆国において基地の建設運営維持のための契約を締結した法人の契約者、それとそれがその事業から生ずる所得に対して法人税を課税しないとして、その法人の契約者が家屋以外の減価償却資産を譲渡などいたしました場合の所得について非課税にしておるのであります。それから同様にその法人契約者がそういった減価償却資産を譲渡、相続、贈与又は遺贈によって取得した場合におきまして、その取得によって生ずる所得についても非課税としております。第五条は相続税法の特例を規定したものでございます。これも同様に軍人軍属又はそれらの家族と、それから個人契約者又はそれらの個人契約者若しくは法人契約者の被用者が相続、贈与、遺贈によつて個人用の動産或いは減価償却資産を取得した場合において、その資産の価額は相続税の課税に当つて課税資産の価額に算入しないといふことにしておるのでございまして、その者が軍人でなくなつて日本に居住することになりました場合におきましても所得税法上の日本に住所を有している期間の起算点が軍人でなくなつたときから起算するということにしておるのでございます。

おります。又合衆国軍隊の構成員、軍属、それらの者の家族又は契約者等の私用に供するため、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送される通常且つ相当量の衣類及び家庭用品につきましても、関税を免除することにいたしております。但しこれらの免税特權の濫用を防止いたしましたために、証明書の提出、関税免除物品の製造、関税の追徴等に関し必要な規定を設けております。これらの関税の免除を受けるべき輸入物品に対しましては、原則として酒税、砂糖消費税、物品税、骨牌税及び揮発油税を免除いたしておりますが、ただ輸出免税の適用を受けまして輸出された国内産品で、軍人用販賣機関等があとで又再輸入いたしましたような場合におきましては、これは内国消費税の免除をいたしません。

次に税關検査の免除關係につきましては、合衆国軍隊の命令により、本邦に入国し、又は本邦から出国いたしましたる合衆国軍隊の部隊又は合衆国軍隊の構成員の携帶品、合衆国軍隊の公用の封印がある公文書、合衆国政府の船舶証券により船積されておる合衆国軍隊に仕向けられた軍事貨物及び合衆国軍事郵便線路上にある郵便物に対してのみ税關検査を免除いたしておりますが、その他の貨物につきましてはすべて税關検査を免除いたしておりません。

次に關稅及び内國消費税の免除を受けた物品が、国内において免稅を受けられる資格のない者に処分される場合につきましては、從來の経験に鑑みまして、特に取締の確立を期する必要がありまして、このような処分は關稅法規の適用については輸入とみなし、又

内国消費税の適用については保稅地域よりの引取とみなすと共に、当該物品の譲渡人及び譲受人に必要な手続を犠牲にさせて、この場合譲受人から徵收する關稅については國稅徵收法を準用する等必要な規定を設けております。又合衆國軍隊の所有物品を關稅法の規定によりまして、收取又は保管いたしました場合には、その物品を当該所有軍隊に、又合衆國軍隊の所有する物品を領置又は差押えました場合におきましては、領置又は差押えの事由が消滅したときは、その領置又は差押えの事由を記載した文書と共に合衆國軍隊の当該機關に引渡すこととしたしております。

なお附則におきましては、この法律の施行前に連合國軍の権限ある官憲によって正當に認証されました証明書等によつて免稅輸入された物品を、この法律施行後国内で処分する場合の課稅等について必要な経過規定を設けております。簡単に内容を補足いたします。

○説明員(小林英二君) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案の内容について御説明申上げます。

この法律案の関係のありまする行政協定につきましては、第二条関係と、それから第四条関係でござります。で、この法律案の第一点といたしましては、アメリカ合衆国の軍隊の使用に供するため国有財産を提供するということになつております。第二条においては、アメリカ合衆国とみなすと共に、当該物品の譲渡人及び譲受人に必要な手続を犠牲にさせて、この場合譲受人から

有財産、國の財産の提供のために、これを無償で使用を許すということにいたしておりますが、その場合に財産、この施設及び区域につきまして大きく分けますと民有の財産と國有の財産に分れるかと思いますが、この法律案では國有的財産ということにしておるわけでございます。而もこの國有的財産につきましても、國有財産法に言う狭い意味の國有財産のみならず、國有財産法で規定しないわゆる物品的なもの、機械のようなものがあるのであります。勿論國有財産として扱う機械のことも考えられますので、「國有的財産」ということにしまして、何うような機械のことも考えられますので、「國有的財産」の二項の(A)号にござりますので、無償で使用をしたわけでございます。この無償で提供するということにしてござりますのは、行政協定の二十五条の一項の(A)号にござりますので、無償で使用をするということにするわけでございます。

して、これを日本側に或いは又はかの者に一時的に使用したり、或いは又の軍隊の用でござりまするが、その目的に反しない限りにおいて、そうした一時使用を認めるという規定を置いたのであります。勿論この一時使用と申しましても、この使用がやんだときにおいては当然そうした使用、収益権といふものは消滅するということにいたしまして、これが返還になつた場合には、きましては、改めて国有財産法の趣旨に従いましてこれを売払処分するなり或いはいろいろほかの用途に使うと、よう考へておりますが、そうした権利の消滅といふことも規定したわけではござります。それから国有財産を提供する場合におきまして、現在国有財産につきまして、すでに売払つたものにつきましては、これは民有の財産と同じく扱われるわけでございますが、またこれを貸してある、或いは又國がほかの人に一時使用という形で使用を認めているという場合があるのですが、そうした場合におきましてこの国有財産について、いろいろ結果アメリカ側に提供することになりますと、そうした使用権なり或いは貸付権などを解除しなければならんという事態が生ずるわけでございます。で、この場合におきまして、その貸付権なり或いは賃借権と言いますか、使用権を解除した場合におきまして、これをかたと申しますか、いろいろな有益費を投じたり、その他のいろいろな問題が生ずるわけでございまが、そうした場合におきまして、

補償をするという規定を置いたわけでもござります。で、国有財産法の規定におきましても國が貸付けておいた財産につきましても、國の用に使う場合におきましては、現行法におきましても適当な補償をおこなつておきますが、これを解除することができるということがあります。で、現在の国有財産法としましてはそうした國の用に供する場合だけしか、この解除権が行うことがでございません。で、アメリカ合衆国の軍隊の用に供するという場合におきましても、そういうふた解消権が発揮できるというようになつたわけでございます。なおこの際この点について一言説明を加えさせて頂きたいのは、損失の補償につきまして、大体の財産と同じような扱いをする必要がござります。実行といたしましては、別途目下関係のところで研究しておりますが、先ほど申しました動産関係の点、債として実行して参る考え方でございますが、ただその法律で予定されておるものにつきましては、動産と言いますか、先ほど申しました動産関係の点、即ちいろいろな機械とか、そういうような場合につきまして、その規定がないといふような關係もござりますので、この国有財産法のほうの關係いたしまして、只今そういう必要があるというので、こうした補償の規定を置いておけであります。

業原則に立つておる財産の関係もござりますので、特別会計の財産、例えば

のではないかと、こう考えておりま
す。ただ旧軍用財産と申しますか、こ
ういうのでございますれば提出でき
ると思つております。

○大野幸一君 これは行政協定の全文をこういう場合に配付してもらいたい。

い。それから北大西洋条約の全文。

内国税関係その他のにつきまして開
係のあることありますので、でき
ます早めに出ておきます。

○委員長(平沼彌太郎君) では次に、貴金属管理法の一部を改正する法律案

○政府委員(石田正君) 本法律案提出について内容の説明をお願いいたしました。

の趣旨につきましては、先ほど大蔵政務次官から申上げましたので、私からはお手許に配付してございまする法律

案の御了解に便する意味におきまして、若干補足的な説明をいたしたいと思います。

大体要点は三つあるかと思います。

金銀 或いは白金地金を新帯の如きに
といたしておきましたのを、金だけに
する、これが第一点であります。そち

から第二点は、現在金につきましては、政府が産業者からこれを買上させて、そしてそのうち産業用或いは医療用等、うるさく方面に必要より

の医療費とし、これが方面に必要と
につきましては、政府が直接払下げ
をしておるというのが、今までの御指
であつたのでござります。その價格と
いうのは、大体アメリカの一オンス二
十五ドルを基準としておりましたが、

今回これを二つに分けまして、政府が買上げて保管するところのものにつきましては、一オソ三十五ドルの基準によりますところの価格とは違つた価格によるところの販売をいたすこといたしまして、その差額といふものは結局産業者の手に帰するようにしておきたいというのが第二点でございます。第三点は、現在去年の例で申しますと、政府が買上げておりますところの金は、年間六トン弱でございます。これに対しまして産業用、医療用に払下げておるのは二トン二百キロぐらいに相成つておるわけでござりますが、我が国の産業金業というものは決して多いものではございません。従いまして、その国内消費等につきましては或る程度やはり従来と同じような規制を加えおくことが適當であるうと、かように考えまするのでは、国内産業用及び医療用につきましては、大体今までと同じような統制を加えて參りたい、かように考えておる次第でございます。但し、その場合におきまして、その部分の差額を産業金業者の手に帰せしめるためにおきましては、従来のように政府が直接実需者に譲るのは工合が悪い点がございますので、そこでその点の制度の上の改正をいたそう、これが第三点でござります。条文で申しますると、大体お手許にありますところの法案の第一頁から第三頁までのところが、大体今申しましたような三点につきまして条文整理を行なつたということでございます。それから第三頁目の終りのところから……。第九条からあとずっと参り

まして、第九条の四までは、第三点として申上げましたところの割当及び競争的取引制度の規定を盛つておる次第であります。それから第十条は、先ほど申しましたところの第二点、即ち価格の点につきまして、新らしい考え方をとりました結果、それが三つに分れて来るわけになります。そういうところにつきまして第十条は規定いたしておりました。と同時に、又それを自由な価格にいたしまして、どううことを思つておる次第でござります。要するに政府が一遍買上げましたものを産金業者に売返しますから、金業者のおきましては、大体一オンス二十五ドルの価格を基準として返すわけになります。それを今度は実需者にてございます。それをおきましては、その値段を支払います場合におきましては、その間の段階といたしまして、直ちに産金業者が売ります場合と、それから産金業者の所在地といふものが需要者とおきましておるという点から申しまして、金壳捌業者といふものを指定するいたします。それを通じて実需者に売ります場合には、若干手数料的なものが加わりますので、産金業者から申しまして、その値段は一オンス三十五ドルといふものとは違つて参るわけでござります。それから金壳捌業者が買いました値段と、それから実需者に売ります値段

の間に若干の違いが出て来る、かよう
な恰好に相成るのでござります。
それからこの第十二条の規定は相当
長くなつておりますが、大体金に關
するところの取引についてはいろいろ
と制限をいたしておるのでござります
が、今申しましたような割当及び売却
が行われまするルートに乗つたものに
つきましては、これは制限しないとい
う意味におきまして、その点の規定を
修正いたしておるわけでござります。
それから第十七条は加工用の金売捌業
者というものの認可につきまして規定
いたしておるのでありますて、この加
工用売捌業者の認可につきましては、
現在歯科用の金の地金の加工業者の場
合と同じような規定を準用するとい
ふことにいたしたのでござります。十八
条以下の規定は、これは大体条文整理
と同時に、従来明瞭でなかつた点を補
足いたすというような意味におきまし
て、主として条文整理を中心といたし
まして規定せられておるところのもの
でございます。

なつております。これは形式的には常時勤務に服さない職員でございますが、実質的には従来休職者は無給でございましたので、これは共済組合から脱退するという建前になつております。ところが昨年の暮に休職者につきましても、休職者給与を国庫から支給するということになりますと、掛金が支給されることになりますので、組合の利益のためにこの休職者も今後は共済組合員として取扱うという意味の規定を入れたわけでございます。

以上三点が今回の共済組合法の主要な改正点でございますが、そのほか種種法文の不備とかいう点を補う意味におきまして、若干の改正を加えてございます。

以上が共済組合法改正案の内容でござります。

次に旅費法の改正案の内容を御説明申上します。

今回の国家公務員等の旅費に関する法律の改正案の最大目は、旅費定額の改正ということでございます。

その第一に先づ内国旅費の定額の問題でございますが、これは従来の基準定額を引上げるということが第一点でございます。車賃につきましては約三割、日当、宿泊料、食事料につきましては約一割七分、移転料につきましては約二割、最近の運賃料、諸物価の引上げに顧みまして、その程度の引上げをいたすということが第一点でございますが、同時に従来この基準定額を基盤といたしまして、職務が上のに伴いまして、割増しがついていたわけでございますが、その割増し段階が非常に複雑であったのと、その割増しが一

定ペーセントで指示されておりました。時勤務に服さない職員でございますが、実質的には従来休職者は無給でございましたので、これは共済組合から脱退するという建前になつております。ところが昨年の暮に休職者につきましても、休職者給与を国庫から支給するということになりますと、給与が支給されることになりますので、組合の利益

に対する新らしい旅費定額を定めることにすべて新らしい旅費定額を定めます。

というふうにいたしたわけでございま

す。

次に外国旅費の定額につきましては、大体内国旅費に合せまして組合員として取扱うという意味の規定を定めます。

だ外國旅費のうち、支度料について

は、従来の支度料は出張の場合を基準

に定められておりまして、非常に窮屈

を控えまして、赴任の場合には特に出張

の場合より有利の支度金のきめ方をいたしております。

以上定額改訂のほか、旅費法全般に亘りまして、法文の不備を是正する、

或いは技術的な、今回の外交再開に伴いまして、外國旅行につきまして若干

の新たに制度を考えるというような措

置を講じておるのでございますが、非

常に技術的な問題でございますので、非

省略さして頂きたいと思います。

○委員長(平沼源太郎君) 次にこの二

案に対する質疑を行います。

○太野幸一君 先ほど御説明の中に、

組合員が組合から債務を負担している

ときと、その給料から差引くといふこ

とを説明されたように思います。そし

てまあ組合の財政を健全にする、こう

いうようなことになつておりますが、

その給料から差引く額の制限がここに

あるのですか。

○政府委員(岸本晉君) 組合員に対する貸付規定は、各組合ごとにございま

るために御承知の通り、この給料とし

た

ために会計事務として非常に厄介だと

いうことを考えまして、今回は職務ご

とにすべて新らしい旅費定額を定める

こと

です。

というふうにいたしたわけでございま

す。

は、最高、最低につきましては大体現

行通りでございます。ただその間の職

務に伴います段階区分につきまして

は、大体内国旅費に合せまして組合員として取扱うという意味の規定を定めます。

だ外國旅費のうち、支度料について

は、従来の支度料は出張の場合を基準

に定められておりまして、非常に窮屈

を控えまして、赴任の場合には特に出張

の場合より有利の支度金のきめ方をいたしております。

以上定額改訂のほか、旅費法全般に亘りまして、法文の不備を是正する、

或いは技術的な、今回の外交再開に伴いまして、外國旅行につきまして若干

の新たに制度を考えるというような措

置を講じておるのでございますが、非

常に技術的な問題でございますので、非

省略さして頂きたいと思います。

○委員長(平沼源太郎君) 只今の御意見

の通りでございまして、貸付規定とい

うものも、本来は組合員の利益のため

に作られておるものでございまして、

員の債務がかかるわけであります。例

えば毎月償還するということになつてお

りますが、毎月債務金額の十分の一ずつ支払うということが貸付規定

に当然出て来るわけでござります。そ

の金額を俸給支給機関が引いて行く。

○太野幸一君 それは初めの借付けを

するときの契約規定であるのでしょ

う、あなたの御説明は。

○政府委員(岸本晉君) さようでござ

います。

○太野幸一君 そうすると、それが延滞した場合に相当多額に上つているそ

の場合は、給料から差引くとなると、

場合によつて給料全部を差引かれる

ことがあります。この法律は適用しない

のですね、そういうことはないのです

か。

○政府委員(岸本晉君) それも貸付規

定自体の問題でありますかと思いま

す。

○太野幸一君 そうすると、それが延

滞した場合に相当多額に上つているそ

の場合は、給料から差引くとなると、

場合によつて給料全部を差引かれる

ことがあります。この法律は適用しない

のですね、そういうことはないのです

か。

○政府委員(岸本晉君) それも貸付規

定自体の問題でありますかと思いま

す。

○太野幸一君 どうぞお聞きなさいま

す。

○政府委員(岸本晉君) それは貸付規

定自体の問題でありますかと思いま

す。

法律でも御承知の通り、この給料とい

うものについては他の債権者から差押

えられる場合にも制限があるので

あります。そこで、毎月償還するとい

うことでござります。

生活に差支えないのでござります。

保全されるのですね。そういう趣旨

が、ただ健康保険医に対する分は社会

保険医療報酬支払基金に支払つてお

ります。これによりますと国家公務員であ

る共済組合のものは大体六億になつて

おります。

○木村謙八郎君 六億……。

○政府委員(岸本晉君) 約でございま

す。

○木村謙八郎君 先ほど一億二千万円

の赤字ということの御答弁ですが、そ

んなものじやないのじやないです。

馬鹿に少いのですが……。二十五年度

は約十億、各組合の給付未払合計が十

三億に達すると言われておるのです

けれども……。

○政府委員(岸本晉君) これは未払

の赤字と申しますの

と、それから純粋な赤字と申しますの

は、御承知のようにちょっと違うので

ございまして、先ほど最初に一億と申

上げましたのは、これは純粋な赤字で

ござります。資産から負債を差引いた

ものがござります。

○木村謙八郎君 その未払ですね、未

払が今六億というのは馬鹿に少いじや

ないです。

○政府委員(岸本晉君) これは基金を

通じて支払うべき金の未払でございま

して、この基金に共済組合が加盟いた

しておりますのは全部ではございませ

んで、例え国鉄等が抜けておるの

あります。それに対します基金だ

けの未払が六億でございます。それから

あと国鉄でございますとか、それから

組合の直営機関とか契約機関に対する

いっては十分研究されて、でき得るならば、成るべく近い機会にそういう制度化されることを私は要望しておきます。

それから、更に赤字の原因はいろいろあるでしようが、罹病者が、病気になる人が非常に多く、給付が多くなるれば赤字が多くなつて来るわけですか
ら、一番基本的には、公務員の健康を保持するといふことが非常に重要なと思う。それについて、特に結核なんかの予防給付について、もつと考へるべき点があるじやないかと思うのですが、それは、例えば、今までの健康診断をやる場合に、自分が行つて健康診断してもらうときには給付対象にはならないのですが、併し、特に結核性の疾患の早期発見なんかには、予防診断をするような場合、それもやはり自発的にこれは変だと思つたとき、医師に予防的な診断をしてもらつたときには給付対象にされる必要があると思うのですが、現在が、そうして、早期発見して予防して、そうして罹病者を少くする、これでは非常に必要だと思うのですが、現在は定期的な健康診断ですね、年一回ですか、年一回の定期的な集団健康診断以外には給付対象にはならない、その予防診断の場合ですね、これも給付対象にされるようなお考えはないのですか。

なつてもらつたけれども、どうも症状が出なかつたという場合の費用はどうするか、これが問題になると思うのです。現在、先ほど御指摘のごとく、ざいましたように、国が職員の健康管理を行なう上におきまして、年に一回の健康診断を行なつておるのでござりますが、それ以上の予防的な診断まで行なわせるということは、今のところ財政上困難な状況でございます。これを組合で以て取上げて見てはどうかといふ御質問かと存じます。非常に趣旨としては、結局これによつて健康管理が完全に参りますと、國としても将来財政負担をそれはやらなくともよろしいでありますし、そのほか行政能率の向上という意味で非常に結構な制度でございます。ただ、何分にも現在の共済組合といたしましては、先ほど申上げました通りの赤字がござります、これも上という意味で非常に結構な制度でございます。ただ、何分にも現在の共済組合の赤字は持つておるという状況でございまし、同時に、予防給付という制度自体が、考え方によつては濫に流れやすい制度でもあるわけであります。事実的にこうした濫に流れやすいのをどうして止めて行くか、共済組合の見通しから見て、なお実施ができるという見通しが大体つくかどうかが、こうした点を兼ね合せまして、なあこれを取上げるかどうかは研究して参りたいと思うのでござります。一番問題は、その濫を防ぐと申しますか、技術的な方法にうまいのが発見できましたら、これはあえて反対すべき制度ではないと思います。なおその方法については研究いたしたいと思います。

警戒しなければならんことは言うまでもないのですが、併し、日本の今の現状は整に流れるとか何とか、これは問題にならないですね。問題にならないですよ。これはあなたに言つてもあれであります。けれども、僕は今の、特に自由党の政策なんか非常に憤慨に堪えないのであります。ほかにたくさん社会保障に充てるべき財源があるのに使わないで、今の考え方方が実に消極的なんです。私は意見として、まだ／＼病気になるもつと根本の原因として、公務員の給与問題もありますし、労働条件の改善とか、或いは健康診断、リクリエーション、そういうもつと根本的には、考える点もたくさんあると思うのです。そういうふうなこともつと政府も思い切つて負担すべきだと思うのです。この機会に私は一応速記に残しておく意味で御質問していくのですが、あなたに余りそう言つてもら這是事務的な立場として、何ですか、大臣にあとで言わなければならぬのですよ。この際私はそういうことを要望しておきます。ただ最後に、この先ほどの大野さんの質問があつたのですが、もう一遍念のために、さつきの貸金や何か給与から差引く問題です。あれについては、あれは余り厳密にやるとな常にすぐ大きな問題が出来ますから、支障が生ずる点が出て来ますから、この運用については十分その機械的に流れないよう留意されたいと思うのですが、これに対するお考え、結局これまでと非常に変つて来るかどうかです。

返済を確保するための今回の法律規定の趣旨につきましては、先ほど御答弁申上げました通りでございますが、これによつて従来とは非常に取扱を変えるという意味のものではございません。正当に払われる、払われるのにふさわぬままに払われたという場合に、まる／＼取立てようとするのであります。その点は組合の不利益にならないように、貸付規定自体において然るべく安全弁の規定を設けて行きたいために、かように考へております。

○大野幸一君　若しこれが俸給の半額とか全額ということになれば、これは我々だけで審議することができない、そこで、この間民法の改正をやる際に、この点を考慮して改正したのです、ここで俸給と貸金債務と相殺するという意味になれば、或いは民法の規定が根本的に覆えるから、これは法務委員会と合同委員会でもしなければ我々は審議に入ることができないのだが、もともとこれは共済組合の中のことであるから、我々はそれを信頼するのであるが、併しあなたの答弁だけでは満足できない。あの民法の規定を害しない範囲内だということが確言ができるかどうか。多分これは四分の一以上は民法の規定でも差押えから保護されているのです、全給料の四分の一、そういうふうに改正したはずで、この間民法を……。だからその規定をこんなふうに改訂したのです。その点について確約ができるかどうかとい

○政府委員(岸本督君) 実は非常に不勉強で申訳ないのでござりますが、民法の点につきましては、なお研究いたしてございませんが、ただ先ほど申上げました組合内部の貸付規定でござりますので、それに従つて俸給から差引いて行くということをござしまして、特別に何か民法と矛盾するようなことが生じては参らないのじやないかとうように考えております。

○大野幸一君 参らないのじやないかというのじやどうも安心できない、これは……、あなたもこれを立案された立場の人であるから、それくらいの確約はできるはずであると思うし、そもそもこれはあなたに参考のために言つておきますが、一体給料が他の債務として相殺できるかどうかと、そういうことが根本問題なんですね。あれはほかの債務とは相殺できないという説もあるのですよ。それから日本の民法は昔から債務者保護であつて、それで若干の差押を許していたのです、これくらいに俸給といふものは保護されてゐるのです。それをあなたの民法との比較において民法を害することはないと、いうぐらいいな確約をする義務があると思うのですが、どうですか。

○政府委員(岸本督君) 民法の規定はが、共済組合の代表の諸君と会われている、要望があつたと思うのですが、その要望を考慮されるということを言われたと思うのですがね。ところが全然考慮されていない。例えば結核

1000

性患者の予防給付の今質問した問題、それからさつき大蔵大臣の諮問機関として運営審議会を設けるという問題、それから人夫、非常勤職員その他名義の如何を問わず実質的常勤者を組合員とする。それから組合員の掛金を適正に押える等、いろいろこういう問題については今度改正の場合に考慮される、こういふことであつたが、今度の改正案を見たら全然これは考慮されていないということを聞いておるのです。が、今度はまあ改正案に含まれなかつたとしまして、今後又臨時国会でも聞かれ、又次の国会あたりにでもこういふ点ですね、要望を含めて改正される用意があるのかどうか、この点最後にお伺いしておきたいのですが……。

○政府委員(岸本晋君) 只今木村委員

から御指摘になりました要望といふのは、それは恐らく職員組合の側から出た要望のことだらうと存じます。又そのうちには非常に私たちとして成るほどと思う点もあるのでございまして。現在の財政状況、或いは機構改革の問題、その他の点から勘案しまして、今回はその一部しか取上げられなかつたという結果になつておるのでございます。なお情勢の展開を見ましたならば、できるだけの努力はいたしたい、かように考えております。

○大野幸一君 その次に国家公務員等

の旅費に関する法律の表ですが、この表の別表第一、内国旅費のところ、こ

の標準はどこにとつたのでしようか、私らよつと気が付いたのですが、国会

議員との比較はどこに標準をとつたの

ですか。

○政府委員(岸本晋君) 実は国會議員

のかたゞの旅費につきましては、國

のと比較はどこに標準をとつたの

ですか。

○大野幸一君 その法律のあることは

知つておりますがね、国会議員がこう

だからこうだという、そういう遠慮の

氣持はなかつたかどうかということです。

○政府委員(岸本晋君) その法律のあることは

お考へ方ではないのでございまして、

現在の国会議員の旅費に、つまり日当

につきましても、この法律に併せまし

て或いは御改正があるのでないかと

いうふうに考へたわけでござります。

○大野幸一君 一体国会議員の宿泊料

は申地方では幾らになつておるか、あ

なた御存じですか。

○政府委員(岸本晋君) 国会議員の旅

費につきましては、たしかこれは宿泊

料とかいうことじやなく、何か一本の

名稱じやなかつたかと存じますが、甲

地、乙地という区分でなくたしか千七

百四見當じやないかと思ひます。

○大野幸一君 その法律のあることは

お考へ方ではないのでございまして、

現在の国会議員の旅費に、つまり日当

につきましても、この法律に併せまし

て或いは御改正があるのでないかと

いうふうに考へたわけでござります。

○大野幸一君 一体国会議員の宿泊料

は申地方では幾らになつておるか、あ

なた御存じですか。

○政府委員(岸本晋君) 甲地、乙地とい

うふうに考へたわけでござります。

○大野幸一君 一体国会議員の宿泊料

は申地方では幾らになつておるか、あ

なた御存じですか。

○政府委員(岸本晋君) 甲地、乙地とい

うふうに考へたわけでござります。

○大野幸一君 その法律のあることは

お考へ方ではないのでございまして、

現在の国会議員の旅費に、つまり日当

につきましても、この法律に併せまし

て或いは御改正があるのでないかと

いうふうに考へたわけでござります。

○大野幸一君 その法律のあることは

お考へ方ではないのでございまして、

木村禎八郎
森 八三一
伊藤 保平
大矢半次郎

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて。

記をとめて

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め
て。ボツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く連合国財産及び
ドイツ財産關係諸命令の措置に関する
法律案について内容の御説明を願いま
す。

は占領中のボツダム政令の法律への切替のためのものでございまして、講和発効に關連いたしまして、従來の政令のうちで講和後の事態に適さない分を併せて修正することを目的といたしております。大変わかりにくく且つ長い法律案になつておりますが、只今申述べましたように、これは從来ありますた政令の一部を講和発効後の事態に適するよう文書等を書換えた点が主でございまして、内容といたしましては全く新らしいものを加えた点は少うございます。

第一は連合国財産の返還等に関する政令でございまして、これは第一条から第三条までがこの政令の切替に関する事項を規定いたしております。それから第二は連合国財産の家屋等の譲渡等に関する政令の法律への切替でございまして、これはこの法律案の第四条と、それに若干の附則がついておりまして、而してこの法律案によりまして切替をいたそうとするボツダム政令は五つござります。

がこれに該当いたしております。第三番目は連合国財産である株式の回復に関する政令でございまして、これの切替関係はこの法律案の第五条及び六条までがこの関係を規定いたしております。第四番目はドイツ財産管理令でございまして、これの切替関係は第七条から第九条までがこの関係を規定いたしております。第五番目は略奪品の没収及び報告に関する件と申す政令でございまして、この関係はこの法律案の第十条及び第十一條がこれを規定いたしております。残りの十二条と十三条は罰則並びに経過措置に関する補足的の事項でございます。

そこで全体の趣旨を申しますと、提案理由の際大蔵政務次官からも述べられたように、占領期間中敗戦後の処置といたしまして、我が国は連合国最高司令官の命令に基きまして連合国財産の返還の義務を課せられておりましたし、又これは連合国ではございませんが、ドイツ財産の管理処分の仕事を同じく連合国のためにやつて参つたのであります。これらの関係は只今申述べました五つの政令で規定せられておつたのであります。然るに平和条約が成立いたして、平和条約が発効いたしましたと、これらの連合国財産乃至ドイツ財産の関係は、連合国最高司令官の命令に基く日本政府の義務から、今度は平和条約の第十五条、第十七条及び二十九条に従来と同じような大体形において連合国財産の返還、或いはドイツ財産の管理処分、或いは略奪品の返還等の義務が課せられているのであります。そこで平和条約が発効しましても

大体従来やつて参つたと同じような仕事を今度は平和条約を元にいたしまして日本の法律によりまして規制しなければならないことに相成りました。そこで簡単に以下五つの政令を如何に規定まで、これが一番この法律の主要な部分であります。第一は連合国財産の返還等に関する政令の改正、即ち第一条から第三条まで、これが一番この法律の主要な部分であります。第一は連合国財産の返還等に関する政令の第一条におきましては我が国は連合国に定めたところ、こういうふうに改めるわけでありまして、ただ時代の変化をこういふように現わしたのであります。第二点は連合国の範囲の問題であります。従来連合国財産の保全、或いは返還の対象とせられた諸国は専ら連合国最高司令官から指定を受けておつたのであります。即ち平和条約を批准した国だけが連合国財産の返還が平和条約上の義務として日本政府に課せられることになりますと、その主体の範囲が變つて参ります。即ち平和条約を批准した国たるまして、平和条約に署名いたしました四十八カ国うち、逐次その批准

を済ませる国のみに對して返還の義務を負うことになりますので、そこで連合国は第二十五条に規定する連合国、こうしたことにより改めまして大変狭くいたしましたのであります。尤もこの連合国は範囲は批准がだん／＼進むに従いまして拡まるわけでありまして、従つてこの平和条約発効の際、即ちこの法律の施行の際連合国でないものであります将来それが連合国に入つて来る、更に又サンフランシスコの条約には署名をしておらなくとも平和条約第二十六条の規定によりましてサンフランシスコ条約と大体同種の内容の平和条約を結ぶことを義務付けられておりますようならぬ諸国につきましても、将来或いはその財産の返還の問題が起るかも知れません。そこで今度の切替法におきましては、連合国の範囲をいわば二つに分けまして、直ちに財産の返還を実施する連合国、即ち平和条約の署名国と、今後返還をせねばならんと思われる予備連合国と申しますか、連合国子備国というふうに二つに分けまして、あとこのほうの連合国關係の財産につきましては返還ではないが、どうせ返還しなければならなくなるであろうという想定の下に、保全の仕事だけをするよう規定を書き換えてございます。次の点はこの財産の範囲であります。従来保全或いは返還の対象とせられておりました連合国財産は、主として戦争中の敵産管理法の規定によりまして日本政府が敵産管理人を任命いたしまして相手国或いは相手国民の財産を、強制的に処分をした財産のみであります。が、今度この切替法ではそのほかに略奪いわゆる略奪品の関係と、それから

拿捕船の返還と申しますか、平和条約第十七条の規定によりまして戦争中の捕獲審査所の決定によりまして拿捕した船を更に審査をやり直して、その審査の結果相手国に返還すべきものと決定したものは返還しなければならない義務が規定せられておるのであります。これが、その関係をもこの法律の中に取り入れまして、今申す略奪品と返還すべき拿捕船を連合国財産の範囲に加えてございます。これは平和条約の十五条及び十七条からいたしまる義務でござりますて、平和条約が施行されます以上この形をとらなければならないと存するものでござります。尤もこの拿捕船の再審査の関係につきましては、この法律以外に特に運輸省関係から別個の法律案が本国会に提出せられるはずでござります。それは平和条約の十七条を受けまして捕獲審査所の検定の再審査に関する法律案、こういう名称でございます。それが決せられたものがこの切替法で返還の対象になる、こういうことでござります。

しておる法人即ち連合國の自然人又は連合國法令でできた法人が支配をしておつたならば、その法人は日本法人であつても返還請求ができることになつておつたのであります。が、今回この關係を狭めまして、日本法人であつても返還請求ができるものは連合國の自然人或いは法人が一〇〇%その会社の株式なり或いは社員権を持つておる者に限ると、かような工合に狭めたこと等でござります。

その次の改正点は、これに今までの政令になかつた新らしい点でありまして、返還請求権の消滅を規定いたしてあります。連合国財産の返還を請求する権利は平和条約の第十五条におきまして、条約の効力発生後九ヵ月以内に返還請求をしたものに限つて日本政府は返還の義務がある。それまでに返還の請求をなさないものについてはこの財産については日本政府が適宜処分すると、こういう趣旨の規定があるのであります。そこでこの返還に関する切替法におきましてもこれを受けまして、条約発効後九ヵ月以内に返還の請求のない連合国人の財産につきましては、それは国庫に帰属するということの規定をいたしております。次の改正点は返還を請求する連合国人のいわば二重利得の取戻しの関係を規定しておられます。これも從来の政令になかつた新らしい規定であります。連合国人の戦争中の敵産管理はその財産を処分が一方において自分が敵産管理人によって処分された財産を今後返還をしてもらひ、而して他方においてこの日本を没収してしまつたものではないのであります、その連合国人の名義で当時

の正金銀行、今日は日本銀行に移されておりますが、その特殊財産管理勘定というものを設けまして、各連合国人の名義でその処分代金を振込んでおるのであります。ですが、その振込まれた処分代金を戦争中最高司令官の要求で、各連合国人がすでに引出したものがある。そうすると一方においてはこの法律或いは平和条約の規定によりまして、財産そのものを返還してもらいたいから他方においてはその財産の敵産管理人による処分代金を日本銀行から引出している。こういう場合には結局そこには代金と財産との二重利得の関係が生ずることになりますから、かような不當利得を連合国人に与えないように、すでに引出した特殊財産管理勘定の金はこれを連合国人に対して返還を請求する、こういう趣旨の規定を設けてござります。これは去る十二国会で、連合国財産補償法の御審議を願いまして、補償の関係でも連合国人の二重利得が生じないよう、或る種の一重利益を差引くという規定を設けましたのと同じ趣旨でござります。

以上がこの第一の連合国財産の返還などに関する政令の法律への切替及びこれに関する必要なる改正でござります。

第二の政令、即ち連合国財産上の家屋土地等に関する政令の切替、即ちこの法律案の第四条についてであります。が、この政令は、連合国財産である土地が返還される場合には、その土地の上に日本人所有の家屋、工作物等がありました場合には連合国人の選択によりまして、その施設を連合国人に譲り渡すか、或いはそれを取扱う、こういうことを規定したものであります。この政令はいわば、先ほど申述べました連合国財産返還に関する政令の補助規定でございまして、従いまして目的その用語、或いは連合国人の範囲、或いは連合国財産範囲等すべて先に申述べました第一の政令と符節を合せまして、大体同種の改正をいたしております。なおこの連合国財産上にある房屋等の除去等に関する若干の権限を大臣から都道府県に委任することができるようとした規定を今回置いてござります。

それから第三の政令、即ち連合国財産である株式の回復に関する政令であります。これがこの法律案の第五条、第六条、この株式の回復に関する政令は同じ連合国財産でありまして、株式と他の動産、不動産とは甚だ性様を異にして、戦時中敵資産管理人等が処分した連合国人所有の株式は、その後国内の取引界を軒々流通しておる。而もその後会社の増資等によりまして子孫の引受権というようなものも発生いたしております。他の財産と

も第一に申述述べました返還等に関する政令の補助政令と申しますか、特別政令と申しますか、要するに一連の関係的、或いは連合国人の範囲、返還すべき株式の範囲、返還請求権者の範囲、或いは返還手續、回復請求権の消滅などについて大体同趣旨の改正を加えております。関係案文も第一の政令改正を逐つておりますので、ずっと短かくなつております。

結局この法律によりまして、日本にあるドイツ財産の処分代金は英、米、仏の三国の勘定に振込まれ、かようなことに相成るものであります。

それから第五番目に略奪品の関係でありますが、これは先ほど申述べましたような略奪品の没収及び報告に関する件という政令が從来からあるのであります、これはこの政令を法律化しないで、これは第一の連合國財産の返還等に関する政令の中に一緒に織込みまして、関係の政令を一つ減らすようにいたしておるものであります。

いろ／＼長くごた／＼書いてありますけれども、以上がこの法律案の内容でござります。

○委員長(平沼彌太郎君) 本日の委員会はこれを以て終ります。

午後四時五十六分散会

閉鎖機関令の一部を改正する法律
案
律

閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第
七十四号）の一部を次のように改正
する。

第二条第一項中「その他の債務」の
下に「その他閉鎖機関の本邦外に在
る本店、支店その他の営業所に係る
債権及び債務で命令で定めるもの」
を加え、同条第二項中「閉鎖機関の
本邦内に在る財産をもつて担保され
た債務」を前項の規定により本邦内
に在る財産とみなされる債権及び債
務」に改める。

第九条第一項中「特殊清算人」を
「大蔵大臣の選任する特殊清算人」に
改め、同条第二項及び同条第三項後
段を削り、同条第四項中「第二項但
書」を、第一項に改める。

第十九条第二項中「担保された債務」
の下に「及び第二条第一項に規定
する命令で定める債務」を加え、同
条第六項中「別に法律」を「政令」に改
める。

第二十条に次の二項を加える。

第一項の規定により指定を解除さ
れた閉鎖機関（以下指定解除機関と
いう。）のその指定の解除の際におけ
る特殊清算人は、その際に解任され
たものとする。

第二十条の次に次の六条を加え
る。

第二十一条 閉鎖機関が、前条第
一項の規定により指定を解除され
たときは、その指定の解除の際当
該機関の特殊清算人であつた者
（その者が死亡し、又は解散した

ときは、大蔵大臣の選任する者。
以下同じ。）は、運帶なく清算状況
報告書を作り、大蔵大臣に提出し
てその承認を求めなければならな
い。

第十九条の三第二項から第五項
までの規定は、前条第一項の規定
による指定の解除があつた場合
において、第十九条の三第二項中
「特殊清算事務が終つた旨」とある
のは「指定の解除があつた旨」と、
「清算報告書」とあるのは「清算狀
況報告書」と、同項及び同条第五
項中「閉鎖機関」とあるのは「指定
解除機関」と読み替えるものとす
る。

第二十条の三 第二十条第一項の規
定による指定の解除は、将来に向
つてのみその効力を有する。

第二十条の四 本邦内に本店又は主
たる事務所を有する閉鎖機関につ
いて第二十条第一項の規定による
指定の解除があつたときは、その
指定の解除の際当該機関の特殊清
算人が選任されたときは、運帶

なく、その清算人に、第二十条の
二第一項の規定により大蔵大臣に
提出した清算状況報告書の写、當
該機関の帳簿並びに当該機関の營
業又は事業及び特殊清算に關する
重要書類を引き渡さなければならない。
第二十条の七 指定解除機関の特殊
清算人が選任されるまで、当該機
関の財産の管理に関する一切の裁
判上又は裁判外の行為をすること
ができる。

第二十四条を第二十四条の二と
し、第二十三条の次に次の二条を加
える。

第二十四条 本邦外に本店又は主た
る事務所を有する閉鎖機関に対する
所得税、法人税、特別法人税、
臨時利得税、營業税及び事業税の
課税については、当該機関は、昭
和二十年八月十五日以後その本店

く株主総会、社員総会若しくは總
会が、同項の期間内に開かれなか
ったとき又は当該株主総会、社員
総会若しくは總会において指定解
除機関の清算人が選任されなかつ
たときは、運帶なく裁判所に対
し、清算人の選任を請求しなけれ
ばならない。

前項の規定による選任の裁判
は、非訟事件手続法による。
第二十条の五 指定解除機関であつ
て特別の法令によつて設立された
機関の清算については、政令で特
別の定をなすことができる。

第二十条の六 指定解除機関の特殊
清算人であつた者は、当該機関の
清算人が選任されたときは、運帶

この法律は、公布の日から施行す
る。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

第六条を改正する法律案
關稅法の一部を改正する法律案
關稅法の一部を改正する法律
關稅法（明治三十二年法律第六十
一号）の一部を次のように改める。
目次中「船舶」を「船舶及航空機」
に、「貨物」を「貨物及保稅地域」に、
「收容」を「收容及保管」に、「異議及
訴願」を「審査、訴願及訴訟」に改め
る。

第六条を次のように改める。
第六条 担保ヲ提供シタル場合ニ於
キハ担保物タル金額ヲ以テ直ニ關
稅ニ充テ若ハ金錢以外ノ担保物ヲ
充セザルトキハ關稅ヲ納付セザルト
シ

前項ノ場合ニ於テ保証人關稅ヲ納
付セザルトキハ關稅納付義務者ヨ
リ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收シ
又ハ保証人ヲシテ關稅ヲ納付セシ
ム

又は主たる事務所を本邦内におい
て有することとなつたものとみな
れ、且つ、指定日ににおいて解散し
たものとみなす。但し、この場合
における閉鎖機関の昭和二十年八
月十五日を含む事業年度以後の事
業年度に係る所得又は剩余金は、
当該機関の本邦内における事業又
は本邦内に在る財産から生ずる所
得又は剩余金に限るものとし、同
日を含む事業年度以後の事業年度
に係る積立金の増減は、当該事業
又は財産に係る益金又は損金に因
るものに限るものとする。

【第二章 船舶】を「第二章 船舶
及航空機」に改める。

第十条に次の二項を加える。

外国貿易航空機稅關空港ニ出港シ
タルトキハ機長ハ直ニ稅關ニ積荷
目録、旅客氏名表、乗組員氏名表
等ヲ括シタル入港申告書及最近
ノ出港地ノ出港免狀又ハ之ニ代ル
ベキ書類ヲ提出スベシ

第十一条中「船舶」を「船舶又は航
空機」に改め、「旅客ノ携帶品及」を
削る。

第十三条に次の二項を加える。

外国貿易航空機稅關空港ヲ出港セ
ントスルトキハ機長ハ稅關ニ出港
申告書ヲ提出シ出港免許ヲ受クベ
シ

第十四条中「第十条及第十三条」を
削る。

第十条第一項及前条第一項」に改
め、同条に次の二項を加える。

外國貿易航空機貨物ノ積卸ヲ為サ
ズシテ出港スルトキハ第十条第二
項及前条第二項ノ規定ヲ適用セズ
但シ稅關ニ其ノ旨ヲ申告スベシ

第十六条中「船長」を「船長又ハ機
長」に改める。

第十七条中「船舶」を「船舶又ハ航
空機」に改め、「旅客ノ携帶品及」を
削る。

第十八条第一項中「外國貿易船」を
「外國貿易船又ハ外國貿易航空機（以
下外國貿易船等ト謂フ）」に、「不開
港」を「不開港（開港及稅關空港以外

ベキ國稅及徵收費用ニ充タザルト
キハ其ノ不足額ニ付保証人ヨリ國
稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス
前項ノ保証人ハ國稅徵收法第三十
二条ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ納
稅者ト看做ス

ペキ國稅及徵收費用ニ充タザルト
キハ其ノ不足額ニ付保証人ヨリ國
稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス

ペキ國稅及徵收費用ニ充タザルト
キハ其ノ不足額ニ付保証人ヨリ國
稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス

ノ場所ヲ謂フ以下同ジ】に、「海難」を「遭難」に改め、同条第二項中「外國貿易船」を「外國貿易船等」に、「船長」を「船長又は艦長」に改める。

第十九条中「仮ニ陸揚」を「仮ニ陸揚
場（取扱ヲ含ム以下同ジ）」に、「船
長」を「船長又ハ機長」に、「海難」を「遭
難ニ改める。

「薦」に改める。
第二十条第一項中「沿海通航船」を「外国貿易船等以外の船舶又ハ航空機（以下沿海通航船等ト謂フ）」に、「海難」を「遭難」に、「船長」を「船長」前又ハ機長に改め、同条第二項中「船舶」を「沿海通航船等」に、「船用品」を「船用品又ハ機用品」に改め。

第二十二一条中「外國貿易船舶用品を「外國貿易船等船用品又ハ機用品に、『船長』を「船長又ハ機長」に改める。

「第三章 貨物」を「第三章 貨物及保稅地域」に改める。
第二十一条第一項中「陸揚、船積」を「積卸」に、「船舶ト陸地トノ交通」を「船舶ト陸地又ハ航空機ト税關空港以外ノ場所トノ交通」に改め、同条第二項中「外國貿易船ト沿海通航船」を「外國貿易船等ト沿海通航船等」に改める。
第二十九条ノ二を次のように改め。

第一款 上屋、保税倉庫、保税工場其ノ他
税関長ガ外國貨物ヲ置シ得ベキ
場所トシテ特許シタル場所ヲ謂フ
第二十九条ノ三 指定保税地域トハ
国、地方公共団体又ハ日本国有鉄道
ノ所有スル土地又ハ建設物其ノ他
他ノ施設ニシテ開港又ハ税關空港
ニ於ケル税關手続ノ簡易且迅速ナル
ル処理ヲ圖ル為輸出貨物又ハ輸入
貨物ノ積卸、運搬又ハ貯置ヲ為シ得
ベキ場所トシテ大藏大臣ノ指定シ
タルモノヲ謂フ
大藏大臣ハ指定保税地域ノ全部又
ハ一部ニ付外國貿易ノ消長其ノ他
ノ事由ニ因リ指定保税地域トシテ
存置スルノ要ナシト認ムルトキハ
其ノ全部又ハ一部ニ付指定ヲ取消
スコトヲ得
大藏大臣ハ指定保税地域ノ指定又
ハ其ノ取消ヲ為サンツルトキハ
予メ当該指定ヲ為サンツル又ハ
当該指定ヲ受ケタル土地又ハ建設
物其ノ他ノ施設ノ所有者及管理者
ニ協議スベシ但シ当該管理者が
国、地方公共団体及日本国有鉄道
以外ノ者ナルトキハ其ノ意見ヲ徵
スベシ
大藏大臣ハ指定保税地域ノ指定又
ハ其ノ取消ヲ為サンツルトキハ其ノ
前項ノ措置ヲ執ルト共ニ公開ニ依
ル聴聞ヲ行ヒ輸出業者其ノ他ノ當
該指定又ハ取消ニ關シ利害關係ア
ル者ニ対シ意見ヲ陳述スル機會ヲ
与フベシ
大藏大臣ハ指定保税地域ノ指定又
ハ其ノ取消ヲ為シタルトキハ其ノ
旨ヲ公告スベシ
第二十九条ノ四 指定保税地域ノ指

他ノ受ケタル土地又ハ建設物其ノ
ノ各号ニ掲タル行為ヲ為サントス
ルトキハ予メ税關長ニ協議ベシ
但シ當該管理者ガ國、地方公共團
體及日本國有鐵道以外ノ者ナルト
キハ税關長ノ承認ヲ受クベシ
一、當該土地又ハ建設物其ノ他ノ
施設ノ譲渡、交換、貸付其ノ他
ノ处分又ハ其ノ用途ヲ变更
二、當該土地ノ工事又ハ當該土地
内ニ於ケル建設物其ノ他ノ施設
ノ新築
三、當該建設物其ノ他ノ施設ノ改
築、移転、撤去其ノ他ノ工事
前項ノ場合ニ於テ税關長同項ノ協
議又ハ同項ノ承認ノ申請ニ係ル行
為ニシテ指定保稅地域ノ目的ヲ阻
害セズ且取締上支障ナシト認ムル
トキハ之ニ同意シ又ハ之ヲ承認ス
ベシ

二 見本ノ展示又ハ其ノ当該地域
外ヘノ搬出

三 貨物ノ改裝、仕分其ノ他ノ手
上必要ノ處分ヲ為スコトヲ得

第二十九条ノ六 指定保税地域ニ搬
入シ得ベキ貨物ノ種類ハ税關長之
ヲ定ム

指定保税地域ノ指定ヲ受ケタル土
地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ保管
規則及保管料ハ税關長ノ承認ヲ受
ケ之ヲ定ムベシ但シ當該土地又
建設物其ノ他ノ施設ノ管理者ガ
國、地方公共団体又ハ日本国有有
道ナルトキハ税關長ニ協議ノ上定
ムベシ

税關長ハ前項ノ保管規則及保管料
命令ノ定ムル条件及基準ニ合致ス
ルモノト認ムルトキハ之ヲ承認シ
又ハ之ニ同意スベシ

第二十九条ノ七 指定保税地域ノ指
定ノ取消アリタルトキハ税關長ハ
第二十四条但書ノ認許ヲ受ケタル
貨物ヲ除ク外其ノ指定スル期間内
ニ貨主ヲシテ其ノ地域内ニ在ル貨
物ノ搬出ヲ為サシムベシ

第二十九条ノ八 特許上屋トハ輸出
貨物又ハ輸入貨物ノ積卸、運送又
ハ藏置ヲ為シ得ベキ上屋トシテ搬
出ノ特許シタルモノヲ謂フ

第二十九条ノ九 特許上屋ノ特許ヲ
受ケタル者ハ税關長ノ指揮監督ヨ
受クベシ

特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者ハ該
ノ保管スル外國貨物ガ災害ニ因リ
滅失シ又ハ税関ノ認許ヲ得テ滅却
シタル場合ノ外其ノ保管スル外國
貨物ノ関税ニ付一切ノ責任ヲ有ス
特許上屋ノ貨物ノ保管規則及保管
料ハ税關長ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム
ベシ

八税関長ハ特許上屋ヘノ貨物ノ搬入ノ停止ヲ命ジ又ハ其ノ特許ヲ取消スコトヲ得
一 特許ヲ受ケタル者其ノ業務ニ
キ 関スル法律命令ニ違背シタルト
二 特許ヲ受ケタル者關稅ノ負担
キ 基ヘザルモノト認メラルト
三 特許ヲ受ケタル者禁錮以上ノ
刑ニ処セラレタルトキ
稅關長前項ノ処分ヲ為サンツル
トキハ當該處分ニ係ル特許上屋ノ
特許ヲ受ケタル者ニ対シ説明ノ為
ノ証拠ヲ提出スル機會ヲ与フベシ
第二十九条ノ十二 第二十九条ノ五
第一項、同条第二項第一号、第二
号(見本ノ展示ニ係ル部分ヲ除ク)
及第三号、同条第三項並ニ第二十
九条ノ六第一項及第三項ノ規定ハ
第三十条中「船用品」の下に「及機
特許上屋ニ付之ヲ準用ス」
「遭難セル船舶又ハ航空機」に
「遭難セル船舶又ハ航空機」に
改め、同条第二号中
「遭難船舶」を「遭難セル船舶又ハ航
空機」に改め、同条第三号中
「遭難セル船舶又ハ航空機」に
改め、同条第四号中
「遭難セル船舶又ハ航空機」を
「遭難セル船舶又ハ航空機」に改め
る。
第三十一条ノ四の次に次の一条を
加える。
第三十一条ノ五 外國ノ一又ハ其ノ
中ニ在ル場所ヲ原產國又ハ原產地
トシテ直接又ハ間接ニ表示シタル
虛偽表示ヲ有スル總テノ輸入貨物

ニ対シテハ第三十一条ノ免許ヲ為
ニ虚偽アル旨ヲ輸入申告者ニ通知
表示ノ抹殺若ハ訂正又ハ貨物ノ積
戻ヲ為サシムベシ
第三十九条第一項中「海路又ハ陸
路」を「海路、空路又ハ陸路」に、「開
港」を「開港、稅關空港」に改める。
第三十九条ノ四第一項及び第二項
中「船長」を「船長、機長」に改める。
第三十九条ノ五第一項中「海路又
ハ陸路」を「海路、空路又ハ陸路」に、
「開港」を「開港、稅關空港」に、「船
長」を「船長、機長」に改め、同項第
二号中「船舶」を「船舶又ハ航空機」に
改め、同条第二項中「船長」を「船長、
機長」に改め、同項第
四十四条中「外國貿易船」を「外國
貿易船等」に改める。
第四十一条中「船長」を「船長、機
長」に改める。
第四十六条第一項を次のように改
める。
稅關ハ左ノ各号ニ掲タル場合ニ於
テハ當該各号ノ貨物ヲ收容スルコ
トヲ得シ此ノ場合ニ於テ稅關ハ其ノ
費用及危險ヲ負担セズ

第五十二条ノ三 第二十九条ノ五第
一項ノ輸入貨物ニ付同条第二項ノ
期間内ニ同項ノ處理ガ為サレザル
トキハ當該貨物ハ之ヲ稅關ニ保管
スベシ
前項ノ貨物ニ關スル一切ノ費用ハ
貨主ノ負担トス
第五十二条ノ二及第五十二条並ニ
前条第一項及第二項ノ規定ハ第一
項ノ貨物ニ付テ保管ノ日ヨリ四箇
月以内ニ第三十一条ノ五第二項ノ
處理ガ為サレザル場合ニ付之ヲ準
用ス但シ此ノ場合ニ於テハ原產國
又ハ原產地ノ虛偽表示ヲ抹殺シタ
ル後ニ非ザレハ之ヲ公売又ハ売却
スルコトヲ得ズ
第五十三条中「船車」を「船車又ハ
航空機」に改める。
第五十四条中「船舶若ハ貨物」を
「船舶、航空機又ハ貨物」に改める。
第五十七条中「船車」を「船車又ハ
航空機」に改める。
第七十九条中「船車倉庫」を「船車、
航空機倉庫」に改める。
第七十七条中「船長」を「船長又ハ
機長」に改める。
第八十三条第一項中「船舶」を「船
舶若ハ航空機」に改め、同条第三項
号、第八十条、第八十一条ノ三又ハ
第八十二条ノ三中「第七十九条第一
号乃至第四号若ハ第六号又ハ第八
号又ハ第五十八条」に改める。
第八十三条第一項中「船舶」を「船
舶若ハ航空機」に改め、同条第三項
号、第八十条、第八十一条ノ四に改
める。

第八十二条第二項中「第五十八条」
を「第二十九条ノ六第三項(第二十九
条ノ十二ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム)又ハ第五十八条」に改める。
第八十二条ノ三中「第七十九条第一
号、第八十条、第八十一条ノ三又ハ
第八十二条ノ三中「船車倉庫」を「船
車、航空機倉庫」に改め、同条第三項
号、第八十条、第八十一条ノ四に改
める。

第八十四条中「船車倉庫」を「船車、
航空機倉庫」に改め、同条第三項
号、第八十条、第八十一条ノ四に改
める。

東	山	都道府県	空港名
京	口	羽	田
日本		岩	国

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則

2

この法律施行の際保税地帯となつてゐるものうち保税倉庫及び保税工場以外のものについては、改正前の関税法第二十九条ノ二の規定は、この法律施行後六月間を限り、なお、その効力を有する。

3 国内航空運送事業令（昭和二十一年政令第三百一十七号）附則第二項の規定は、この法律施行後は、適用しない。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 保税工場法（昭和二年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を削る。

昭和二十七年四月十六日印刷

昭和二十七年四月十七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所